

## トリクロロエチレンに係る排水基準の改正について

		法対象事業場 (特定事業場)	条例対象事業場 (届出事業場)
上水道水源地域	基準	<b>0.01mg/L以下 (環境基準と同じ)</b>	
	改正	<b>上乘せ条例の改正 (5月議会に上程)</b>	<b>生活環境保全条例 施行規則の改正</b>
	施行日	<b>改正上乘せ条例の 公布日</b>	<b>改正上乘せ条例の 施行日と同日</b>
上水道水源地域 以外の地域	基準	<b>0.1mg/L以下 (一律基準：環境基準の10倍) に改正予定</b>	<b>一律基準と同じ</b>
	改正	水質汚濁防止法 排水基準を定める省令の改正	<b>生活環境保全条例 施行規則の改正</b>
	施行日	平成27年度前半を予定	<b>改正省令の施行日と同日</b>